

ピンクシャツデー運動ロゴデザイン等使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横須賀市のイメージロゴデザイン及びイメージキャラクターの使用に関する要綱（平成17年12月1日制定）に基づき、ピンクシャツデー運動ロゴデザイン等（以下「ロゴデザイン等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(作成申請)

第2条 ロゴデザイン等を使用しようとするものは、ロゴデザイン等使用承認申請書を市長室人権・ダイバーシティ推進課長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) デザイン案（見本、原案、レイアウト等）
- (2) その他管理者が必要と認めるもの

(使用承認等)

第3条 管理者は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を次に掲げる基準に適しているか審査しなければならない。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 市のイメージを損なうおそれがないこと。
- (4) ピンクシャツデー運動のデザインを著しく変更していないこと。
- (5) セリフ、吹き出しなどが追加されていないこと。
- (6) その他管理者が適当でないと認められないこと。

2 管理者は、前項の承認について次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) ロゴデザイン等を使用した製作物が完成したときは、速やかに管理者にデータを提出すること。
- (2) 登録商標等の独占的な権利を取得しないこと。
- (3) 管理者の承諾なしに、他に譲渡しないこと。

(承認の取り消し)

第4条 管理者は、申請者が次のいずれかに該当するときは、新デザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。
- (2) 第3条第2項の規定により、管理者が付した条件に違反したとき。
- (3) この要領に定める事項に違反したとき。
- (4) その他、管理者が適当でないと認めたとき。

(その他の事項)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。